

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (勤労印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ベトナム	ベトナム社会主義共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務の購入するための資金の贈与	300,000 千円 -----	H24.3.21 ハノイで (同日)	日本側 谷崎泰明在ベトナム大使 ベトナム側 デイソン・ラー・タン交通運輸大臣	H24.4.5 129号
ベトナム	ベトナム社会主義共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務の購入するための資金の贈与	600,000 千円 -----	H24.3.21 ハノイで (同日)	日本側 谷崎泰明在ベトナム大使 ベトナム側 カオ・トクヅク・フアット農業農村開発大臣	H24.4.5 130号
ベトナム	税関近代化のための通関電子化及びナショナル・シングル導入計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文	税関近代化のための通関電子化及びナショナル・シングル導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	2,661,000 千円 H28.2.29まで	H24.3.22 ハノイで (同日)	日本側 谷崎泰明在ベトナム大使 ベトナム側 グオソン・ディン・フエ財政大臣	H24.4.6 131号
ベトナム	ハノイ首都圏高速道路路交通管制システム整備計画に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文	ハノイ首都圏高速道路路交通管制システム整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	527,000 千円 H27.8.31まで	H24.3.29 ハノイで (同日)	日本側 谷崎泰明在ベトナム大使 ベトナム側 デイソン・ラー・タン交通運輸大臣	H24.4.10 141号
ベトナム	第二次中部地方橋梁改修計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文	第二次中部地方橋梁改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	749,000 千円 H28.3.31まで	H24.5.8 ハノイで (同日)	日本側 谷崎泰明在ベトナム大使 ベトナム側 デイソン・ラー・タン交通運輸大臣	H24.5.18 178号
ベトナム	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	343,000 千円 H29.12.31まで	H24.7.25 ハノイで (同日)	日本側 鈴木秀生在ベトナム臨時代理大使 ベトナム側 フラム・グー・ルフアン教育訓練大臣	H24.8.7 261号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。